

Title	イギリス控訴院判決：口頭誹毀事件
Sub Title	
Author	峯岸, 治三(Minegishi, Haruzō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1937
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.16, No.1 (1937. 4) ,p.137- 139
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19370411-0137

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

イギリス控訴院判決——口頭誹毀事件

峯 岸 治 三

Barber v. Pyden 事件 (一九三六年十一月十八日、
十九日、十二月十八日)

Sir F. Arthur Greer, L. J.

裁判官 Sir Leslie Scott, L. J.

Sir Harry Trelawney Eve, J.

〔事實〕この事件は高等法院 (High Court of Justice) の裁判官 Sir George John Talbot, J. (King's Bench Division) に依る陪審裁判の判決に對する控訴事件である。

事案は一人の妻が二人(夫婦)を相手として損害賠償を請求するものであるが、それは口頭誹毀に依り被つた損害に對する賠償請求である。先づ原告甲の主張するところに依ると、甲に關する口頭誹毀が一九三四年及び一九三五

イギリス控訴院判決——口頭誹毀事件

年に於て三回に互り被告の一人乙(妻)に依つて爲され、しかもそれはこの夫丙の代理人としてである云ふのである。被告たる夫婦乙丙は共に原告主張の事實を否認した。而して、夫丙はその妻乙が甲に對する口頭評毀に付き何等の作因を爲した者ではない、と主張したのである。この訴訟の令狀(マニシ)は一九三六年八月十六日に發せられたのであるが、公判に於て前示 Judo 判事は丙が乙をして甲の名譽を毀損せしめたと云ふ證據なきを理由として、陪審員に對し丙に對する評決を爲すべきことを命じなかつたのである。そこで右判事は當該口頭評毀公表(Publications of the slander)の問題を恰も一個の訴訟原因を生ずかの如く取扱ひ、之を陪審員に一任したのである。こゝに於て陪審員は前示被告丙の兩名に對し三〇〇磅の賠償を爲すべきであるとの一個の評決(Single verdict)を爲したから、判決は之に基いて下された譯である。

そこで、被告兩名は控訴をしたのであるが、この場合被告即ち控訴人達は一九三五年の Law Reform (Married Women and Tortfeasors) Act (之は一九三五年八月二日より施行) 第三條及び第四條に依つたのであつた。先づ第三條に依ると夫は單に夫であると云ふ理由だけでは次の場合に於て責任を負ふものではないとされてをる。即ち(一)婚姻の前後を問はず、妻の爲したる不法行爲に關し責を負はぬ。(二)婚姻前後を問はず、妻の締結したる契約若くは妻の負擔したる債務に關し責を負はぬ。(三)夫は前示の不法行爲、契約又は債務に關し提訴せられることなく、又之等に關し提起せられた訴訟の當事者とせらるゝこともない。次に第四條に依ると、本法即ちこの一九三五年法の施行前不法行爲に關し訴が提起せられたる場合にはかゝる訴訟は本法に依りて影響せらるゝところはないとされてをるのである。

〔控訴院判決〕 之に對し控訴院は次の如き見解を採つた。

第一 前示口頭誹毀の孰れに付ても妻乙が夫丙の代理人として之を爲したのであるから、この問題を陪審員の評決に付すべきであるとする證據がない。

第二 乙は問題たる口頭誹毀を爲したものであると云ふ陪審員が評決をすべき證據がある。

第三 原告(即ち被控訴人)は別個の訴訟原因を併合しかつ總ての口頭誹毀に付き一般的賠償を請求してゐるのであるから、被告(即ち控訴人)は原告が要求する如き方法に於て陪審員が原告に損害賠償を認めたる評決に付き不服を申立て得ない。

第四 一九三五年法は遡及效あるものと解すべく、妻の不法行爲が何時爲されたるを問はず、妻のかゝる不法行爲に對する夫の責任に終を告げしむるものと解さねばならぬ。但し、本法施行前に提起せられたる訴訟に付てはこの限りではなし。

かくして、結局夫丙はその妻乙の口頭誹毀に對し何等の責に任ずるものではないとせられたのである (Tr. T. Vol. 4892, p. 48)。